

# 姫路獨協大学学生課外活動規程

(昭和62年5月21日制定)  
改正 平成 5年 1月28日  
平成11年10月21日  
平成25年 3月28日  
平成28年 3月23日

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規程は、学生の課外活動について、必要な事項を定める。

## 第2章 集会

### (集会)

第2条 学生又は団体が、集会を開催するときは、次の各号に規定する期日までに集会開催承認願(様式1)を提出し、学生部長の承認を受けなければならない。

(1) 本学学生のみが参加する集会の場合、開催しようとする日の遅くとも3日前まで

(2) 学外の者が参加する集会の場合、開催しようとする日の遅くとも6日前まで

### (報告)

第3条 集会の責任者は、集会の状況等について学生部長から報告を求められたときは、直ちに報告しなければならない。

## 第3章 掲示

### (承認)

第4条 学生又は団体が、学内において、文書、ポスター等を掲示するときは、掲示承認願(様式2)に掲示物の内容を添えて提出し、学生部長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により学生部長の承認を得た掲示物には、掲示承認印を押印する。

### (責任者の表示)

第5条 掲示物には、責任者が学生であるときはその者の学籍番号及び氏名を、また、掲示責任者が団体であるときはその団体の名称及び責任者の氏名を表示しなければならない。

### (掲示期間)

第6条 掲示物の掲示期間は、1週間とする。ただし、特に許可を得たときは、1月を超えない範囲内で、掲示期間を延長することができる。

### (撤去)

第7条 第4条の規定により掲示の承認を受けた者は、掲示承認期間が経過したとき、

又は掲示する必要がなくなったと認められるときは、直ちに掲示物を撤去しなければならない。

#### 第4章 配布，販売，署名及び募金

(承認)

第8条 学生又は団体が、学内において文書又は物品を配布、販売、署名、又は募金（以下「配布行為等」という。）を行うときは、あらかじめ配布行為等承認願（様式3）を提出し、学生部長の承認を受けなければならない。

(報告)

第9条 配布行為等の責任者は、配布行為等の状況について学生部長から報告を求められたときは、直ちに報告しなければならない。

#### 第5章 施設，設備の使用

(許可)

第10条 学生又は団体が、本学の施設，設備等を使用するときは、別に定めるものを除き、あらかじめ施設等使用願（様式4）を提出し、学生部長の許可を受けなければならない。

(使用中止)

第11条 前条の規定により使用の許可を受けた者が、施設等の使用を中止又は変更するときは、速やかに届け出なければならない。

#### 第6章 損害賠償

(損害賠償)

第12条 学生又は団体が、故意又は過失に基づく行為により施設等を汚損，損傷又は滅失させたときは、損害賠償の責を負わなければならない。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成5年 規程第6号）

この規程は、平成5年1月28日から施行する。

附 則（平成11年 規程第28号）

この規程は、平成11年10月21日から施行し、平成11年10月1日から適用する。

附 則（平成25年 規程第13号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年 規程第12号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。